

国 住 街 第 44 号
令和 6 年 6 月 28 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長
(公印省略)

自動ラックを設置する倉庫における床面積の算定に係る運用について（技術的助言）

自動ラックを設置する倉庫に関する建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 3 章（第 5 節及び第 8 節を除く。）に規定する床面積の算定に係る運用について、倉庫の用に供する建築物における階高の実態及び階層を有する当該建築物において、棚の種類によって延べ面積の算定上取扱いが異なっている現状を鑑み、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

倉庫の用に供する建築物であって、物品の出し入れを搬送施設によって自動的に行う自動ラックを設置するものに関する法第 3 章（第 5 節及び第 8 節を除く。）に規定する床面積の算定においては、当該自動ラックを設置する部分についてはその高さ 8 m ごとに床があるものとして取り扱う。ただし、本取扱いにより算定した当該部分の床面積を含めた延べ面積が 3,000 m²を超えるものについて適用することとし、3,000 m²以下であるものについては高さ 5 m ごとに床があるものとして取り扱うこととする。

なお、特定行政庁において、上記によらず、高さの取扱いを定めている場合にそれを妨げるものではないこと、及び法第 3 章（第 5 節及び第 8 節を除く。）以外に規定する床面積の算定における取扱いを変更するものではないことを念のため申し添える。